

# ワクチン接種証明書の利用に当たっては 個人情報保護法の遵守が必要です

新型コロナワクチン接種証明書は令和3年12月20日からデジタル化され、スマートフォンでの提示が可能となるなど、その利用が容易な環境となっております。

ワクチン接種証明書の記載情報は、個人情報の保護に関する法律における個人情報にあたります。民間の事業者の方々がサービスの提供等においてワクチン接種証明書を活用する場合には、個人情報保護法等を遵守することが必要です。

## 【主な留意点】

□ 事業者は、ワクチン接種証明書を目視するにとどまらず、ワクチン接種証明書の撮影、二次元コードの読み取り等により個人情報を取得した上で、その場での接種履歴確認という目的以外の利用目的で取り扱う場合には、その利用目的を特定し、あらかじめ本人に対し明示しなければならないこと。

□ 事業者は、取得したワクチン接種に関する個人データ（事業者がデータベースで管理する接種履歴）について、漏えい等の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、従業員や委託先に個人データを取り扱わせる場合には必要かつ適切な監督を行う必要があること。また、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めること。

※ 個人情報保護法ガイドライン（通則編）に記載している安全管理措置の内容も参照ください。

□ 事業者は、ワクチン接種に関する個人データを第三者に提供する場合、原則として本人同意を得る必要があること。

※ ただし、保健所による調査等、人命に関わる緊急時で同意取得が困難な場合には、例外的に同意なく提供できます。

※ ワクチン接種に関する個人データを扱う事業者は、個人情報保護法において、各種義務が課される「個人情報取扱事業者」です。同法や各種ガイドライン(個人情報保護委員会HP：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)並びに「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」(令和3年9月9日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r\\_030909\\_2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030909_2.pdf))も参照ください。

内閣官房 / デジタル庁 / 厚生労働省 / 個人情報保護委員会

<お問い合わせ先>

接種証明書全般：厚生労働省新型コロナワクチンコールセンターフリーダイヤル（0120-761770）

個人情報保護法に関する一般的なご質問：個人情報保護委員会

個人情報保護法相談ダイヤル（03-6457-9849）